

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和5年6月8日(木) 午前9時40分～午前9時42分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 6番 今原ゆかり、 10番 北川 広人、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛
オブザーバー
議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 橋本 友樹、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、 13番 倉田 利奈、
14番 黒川 美克
一般1名

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 陳情第10号の取下げについて

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可をいたしましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会します。

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりますので御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 陳情第 10 号の取下げについて

委員長 この件について事務局より説明を求めます。

説（事務局 副主幹） 御説明させていただきます。

6月7日に、陳情第 10 号「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」について陳情者より資料のとおり陳情撤回申出書が提出され、これを受理いたしました。

会議規則第 136 条の規定により、陳情の内容が請願に適合するものは請願書の例により処理することとされていることから会議規則第 130 条第 5 項の規定により、会議の議題となる前の取下げについては議長が承認することとなっております。

この件については、本日の本会議の諸般の報告において議長から報告していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたけれども、このとおりとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですのでそのように決定いたしました。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 9 時 42 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長